

日本の医療保険制度は、「国民皆保険」と呼ばれていますが、次のような保険者の種類があります。常時700人以上の従業員がいる会社は、厚労大臣の認可を得て独自の健康保険組合を設立できます。これが「組合管掌健康保険」で、村田健保もその一つです。全国で、1,388組合(令和3年度末時点)あります。

それに対して、下図の「全国健康保険協会管掌健康保険」は、「協会けんぽ」と呼ばれる全国健康保険協会が運営する保険者や、地方自治体による「国民健康保険」などがあります。

		加入者	運営主体
(職場で加入する医療保険) 被用者保険	組合管掌健康保険	勤務先に健保組合がある 従業員	各健保組合※
	全国健康保険協会管掌健康保険	勤務先に健保組合がない 従業員(主に中小企業)	全国健康保険協会 (日本年金機構)
	船員保険	船 員	全国健康保険協会 (日本年金機構)
	共済組合等	公務員・私学教職員	各共済組合等
(地域住民が加入する医療保険) 地域保険	国民健康保険	自営業者 農林漁業従事者 無職の人など	各都道府県

※ 健保組合には、1つの企業でつくる「単一健保組合」、複数の企業でつくる「総合健保組合」、同じ都道府県の健保組合が合併してつくる「地域型健保組合」があります。